

令和8年1月

被保険者各位

京成電鉄健康保険組合

「医療費のお知らせ」の配布について

標記について、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

(1) 配布時期 令和8年2月上旬以降順次

(2) 配布方法 事業所経由にて配布

(3) 配布目的

① 医療費総額の把握

健康保険を使用して医療機関で診療を受けた場合、医療機関の窓口で医療費総額の1割～3割を自己負担として支払うこととなっています。

「医療費のお知らせ」により医療費の総額を改めて把握することで、保険制度に対する理解を深めると同時に、健康管理や動機付けに役立てて頂くことを目的としています。

② 診療報酬の不正防止

「医療費のお知らせ」に記載されている内容は、医療機関より、診療報酬支払基金（審査機関）を経由して健保へ請求のあった内容です。

記載内容にご不明な箇所等（受診した覚えが無いなど）ございましたら、健康保険組合までお知らせ下さい。

(4) その他の

・「医療費のお知らせ」は、概ね令和6年11月～令和7年10月受診分（令和7年1月～令和7年12月に健保にデータ到着分）の内容です。

・データが遅れて到着するなど、過去に受診したものが記載されている場合があります。

・医療機関名は通称名などと違う場合があります。

・次の理由により支払った金額と一致していない場合があります。

a. 10円未満の端数

b. 保険適用外の自己負担額

c. 市区町村からの公費助成

・「医療費のお知らせ」を医療費控除の申告に添付される方は、前年分が一部含まれておりますのでご注意ください。（令和7年11～12月分など掲載されていないものについては、別途「医療費控除の明細書」による申告が必要となります。）

詳しくは、国税庁のホームページで確認、または管轄の税務署へお問い合わせください。

以上